

厚生委員会情報連絡

令和4年3月14日

情報連絡件名	頁
(1) 令和4年度の児童扶養手当等の手当額について・・・・・・・・・・	2
(2) 【追加】新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の 申請期限延長について・・・・・・・・・・	3
(3) マッサージ事業実施会場の変更について・・・・・・・・・・	4
(4) 障がい者緊急通報システムの対象の拡大について・・・・・・・・	5
(5) ケースワーカー等の訪問支援タブレット端末のモデル導入について	6
(6) 社協ヘルパーステーション事務所移転について・・・・・・・・	8
(7) 第31回足立区ボランティアまつりの中止について・・・・・・・・	9

(福 祉 部)

厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時 及び 場所	PRの方 法																																							
<p>1 令和4年度の児童扶養手当等の手当額について</p> <p>所管課 【親子支援課】 【障がい福祉課】</p>	<p>厚生労働省から、以下のとおり「令和4年度の児童扶養手当等の手当額について改定する」旨の通知があったので、情報提供する。</p> <p>1 令和4年度の手当額</p> <p>(1) 児童扶養手当（月額）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">区 分</th> <th style="width: 25%;">改定前 令和4年3月まで</th> <th style="width: 50%;">改定後 令和4年4月以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 体 額 (全部支給)</td> <td style="text-align: center;">43,160 円</td> <td style="text-align: center;">43,070 円 (-90 円)</td> </tr> <tr> <td>” (一部支給)</td> <td style="text-align: center;">43,150 円 ～10,180 円</td> <td style="text-align: center;">43,060 円 (-90 円) ～10,160 円 (-20 円)</td> </tr> <tr> <td>第2子加算額 (全部支給)</td> <td style="text-align: center;">10,190 円</td> <td style="text-align: center;">10,170 円 (-20 円)</td> </tr> <tr> <td>” (一部支給)</td> <td style="text-align: center;">10,180 円 ～5,100 円</td> <td style="text-align: center;">10,160 円 (-20 円) ～5,090 円 (-10 円)</td> </tr> <tr> <td>第3子以降加算額 (全部支給)</td> <td style="text-align: center;">6,110 円</td> <td style="text-align: center;">6,100 円 (-10 円)</td> </tr> <tr> <td>” (一部支給)</td> <td style="text-align: center;">6,100 円 ～3,060 円</td> <td style="text-align: center;">6,090 円 (-10 円) ～3,050 円 (-10 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等（月額）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">手 当 名</th> <th style="width: 25%;">改定前 令和4年3月まで</th> <th style="width: 50%;">改定後 令和4年4月以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別児童扶養手当 (1級)</td> <td style="text-align: center;">52,500 円</td> <td style="text-align: center;">52,400 円 (-100 円)</td> </tr> <tr> <td>” (2級)</td> <td style="text-align: center;">34,970 円</td> <td style="text-align: center;">34,900 円 (-70 円)</td> </tr> <tr> <td>障害児福祉手当</td> <td style="text-align: center;">14,880 円</td> <td style="text-align: center;">14,850 円 (-30 円)</td> </tr> <tr> <td>特別障害者手当</td> <td style="text-align: center;">27,350 円</td> <td style="text-align: center;">27,300 円 (-50 円)</td> </tr> <tr> <td>経過的福祉手当</td> <td style="text-align: center;">14,880 円</td> <td style="text-align: center;">14,850 円 (-30 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 改定年月日（予定） 令和4年4月1日</p> <p>3 改定理由 2021年全国消費者物価指数の実数値（対前年比変動率▲0.2%）を反映し、手当額を0.2%引き下げる。</p>	区 分	改定前 令和4年3月まで	改定後 令和4年4月以降	本 体 額 (全部支給)	43,160 円	43,070 円 (-90 円)	” (一部支給)	43,150 円 ～10,180 円	43,060 円 (-90 円) ～10,160 円 (-20 円)	第2子加算額 (全部支給)	10,190 円	10,170 円 (-20 円)	” (一部支給)	10,180 円 ～5,100 円	10,160 円 (-20 円) ～5,090 円 (-10 円)	第3子以降加算額 (全部支給)	6,110 円	6,100 円 (-10 円)	” (一部支給)	6,100 円 ～3,060 円	6,090 円 (-10 円) ～3,050 円 (-10 円)	手 当 名	改定前 令和4年3月まで	改定後 令和4年4月以降	特別児童扶養手当 (1級)	52,500 円	52,400 円 (-100 円)	” (2級)	34,970 円	34,900 円 (-70 円)	障害児福祉手当	14,880 円	14,850 円 (-30 円)	特別障害者手当	27,350 円	27,300 円 (-50 円)	経過的福祉手当	14,880 円	14,850 円 (-30 円)		<ul style="list-style-type: none"> ・あだち 広報掲載 ・区ホーム ページ 掲載
区 分	改定前 令和4年3月まで	改定後 令和4年4月以降																																								
本 体 額 (全部支給)	43,160 円	43,070 円 (-90 円)																																								
” (一部支給)	43,150 円 ～10,180 円	43,060 円 (-90 円) ～10,160 円 (-20 円)																																								
第2子加算額 (全部支給)	10,190 円	10,170 円 (-20 円)																																								
” (一部支給)	10,180 円 ～5,100 円	10,160 円 (-20 円) ～5,090 円 (-10 円)																																								
第3子以降加算額 (全部支給)	6,110 円	6,100 円 (-10 円)																																								
” (一部支給)	6,100 円 ～3,060 円	6,090 円 (-10 円) ～3,050 円 (-10 円)																																								
手 当 名	改定前 令和4年3月まで	改定後 令和4年4月以降																																								
特別児童扶養手当 (1級)	52,500 円	52,400 円 (-100 円)																																								
” (2級)	34,970 円	34,900 円 (-70 円)																																								
障害児福祉手当	14,880 円	14,850 円 (-30 円)																																								
特別障害者手当	27,350 円	27,300 円 (-50 円)																																								
経過的福祉手当	14,880 円	14,850 円 (-30 円)																																								

厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び場所	PRの方法																					
<p>2 【追加】新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限延長について</p> <p>所管課 【生活困窮者自立支援金担当課】</p>	<p>厚生労働省から、生活困窮者自立支援金の申請期限延長について通知があった。これに伴い以下のとおり対応する。</p> <p>1 延長後の申請期限 <u>令和4年6月30日（木）</u> 延長前申請期限：令和4年3月31日（木） ※ その他、支給要件等の変更は無し。</p> <p>2 延長に伴う区の対応</p> <p>(1) 新規対象者へ申請書一式を送付 (2) 申請書類作成サポート窓口の延長 令和4年6月30日（木）まで（予定） ※ 令和4年度予算で事務経費をご承認いただいた場合に延長 場 所：区役所本庁舎別館3階 開設時間：平日の午前8時30分から午後5時まで</p> <p><参考>支給処理状況（2月28日現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">項目</th> <th style="width: 50%;">数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">初 回 支 給</td> <td>① 申請書発送件数</td> <td style="text-align: right;">8,248 件</td> </tr> <tr> <td>② 申請書受付件数</td> <td style="text-align: right;">2,082 件 【受付率 25.2% (②/①)】</td> </tr> <tr> <td>③ 支給決定件数</td> <td style="text-align: right;">1,379 件</td> </tr> <tr> <td>④ 支給金額</td> <td style="text-align: right;">230,280 千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">再 支 給</td> <td>⑤ 申請書発送件数</td> <td style="text-align: right;">607 件</td> </tr> <tr> <td>⑥ 申請書受付件数</td> <td style="text-align: right;">459 件 【受付率 75.6% (⑥/⑤)】</td> </tr> <tr> <td>⑦ 支給決定件数</td> <td style="text-align: right;">395 件</td> </tr> <tr> <td>⑧ 支給金額</td> <td style="text-align: right;">52,280 千円</td> </tr> </tbody> </table>		項目	数値	初 回 支 給	① 申請書発送件数	8,248 件	② 申請書受付件数	2,082 件 【受付率 25.2% (②/①)】	③ 支給決定件数	1,379 件	④ 支給金額	230,280 千円	再 支 給	⑤ 申請書発送件数	607 件	⑥ 申請書受付件数	459 件 【受付率 75.6% (⑥/⑤)】	⑦ 支給決定件数	395 件	⑧ 支給金額	52,280 千円		<p>あだち広報 (4月10日号掲載予定) 区ホームページ(掲載済み)</p>
	項目	数値																						
初 回 支 給	① 申請書発送件数	8,248 件																						
	② 申請書受付件数	2,082 件 【受付率 25.2% (②/①)】																						
	③ 支給決定件数	1,379 件																						
	④ 支給金額	230,280 千円																						
再 支 給	⑤ 申請書発送件数	607 件																						
	⑥ 申請書受付件数	459 件 【受付率 75.6% (⑥/⑤)】																						
	⑦ 支給決定件数	395 件																						
	⑧ 支給金額	52,280 千円																						

厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び場所	PRの方法						
<p>3 マッサージ事業実施会場の変更について</p> <p>所管課 【障がい福祉課】</p>	<p>竹の塚障がい福祉館及び勤労福祉会館で実施している視覚障がい者の就労促進を目的としたマッサージ事業について、令和4年度に勤労福祉会館の大規模改修工事が行われることから、工事期間中の実施会場を以下のとおり変更する。</p> <p>1 実施会場</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 60%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 85%;">施設名（所在地）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">変更前</td> <td>勤労福祉会館 (綾瀬一丁目 34 番 7 号)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変更後</td> <td>綾瀬住区センター (綾瀬三丁目 17 番 9 号)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 竹の塚障がい福祉館は変更なし</p>		施設名（所在地）	変更前	勤労福祉会館 (綾瀬一丁目 34 番 7 号)	変更後	綾瀬住区センター (綾瀬三丁目 17 番 9 号)		<p>あだち広報 (4月25日号) 及び区ホームページに掲載 予定</p>
	施設名（所在地）								
変更前	勤労福祉会館 (綾瀬一丁目 34 番 7 号)								
変更後	綾瀬住区センター (綾瀬三丁目 17 番 9 号)								

厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時 及び 場所	P R の方法																																			
<p>4 障がい者 緊急通報シ ステムの対 象の拡大に ついて</p> <p>所管課 【障がい福祉課】</p>	<p>令和2年4月に改正された東京都火災予防条例において、「障がい者の増加や近隣との関り等の社会環境の変化を踏まえた緊急通報システム制度の見直し」について触れられていたことを受け、以下のとおり対象を拡大する。</p> <p>1 事業概要</p> <p>居宅内で転倒して動けなくなるなどの不測の事態に備え、ボタンを押すだけで通報できる携帯型発信機器を貸与している。</p> <p>通報を受けた民間事業者が通報者宅に駆け付け、緊急対応を行う。</p> <p>2 対象の拡大</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #FFD700;"> <th colspan="2" rowspan="2">内 容</th> <th colspan="2">対象範囲</th> </tr> <tr style="background-color: #FFD700;"> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">身体障害者手帳</td> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">総合等級</td> <td>(1) 1・2級の方</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">個別等級</td> <td>(2) 3級の方のうち個別等級に以下のいずれかを含む方 ア 内部機能障害4級※ イ 下肢機能障害4級</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(3) 平衡機能障害3級の方</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(4) 下肢機能障害3級の方</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(5) 体幹機能障害3級の方</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(6) 内部機能障害3級の方</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">難病患者福祉手当受給中の方</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr style="background-color: #FFD700;"> <td colspan="2">対 象 者 数</td> <td>2,601人</td> <td>6,046人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 内部機能障害…心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障がいのこと</p> <p>* 上記の他、以下の全ての要件に該当する必要あり</p> <p>① ひとり暮らし等</p> <p>② 18歳以上65歳未満</p> <p>③ 固定電話設置</p> <p>3 自己負担</p> <p>なし</p> <p>4 適用日</p> <p>令和4年4月1日</p>	内 容		対象範囲		変更前	変更後	身体障害者手帳	総合等級	(1) 1・2級の方	○	○	個別等級	(2) 3級の方のうち個別等級に以下のいずれかを含む方 ア 内部機能障害4級※ イ 下肢機能障害4級	×	○	(3) 平衡機能障害3級の方	×	○	(4) 下肢機能障害3級の方	×	○	(5) 体幹機能障害3級の方	×	○	(6) 内部機能障害3級の方	×	○	難病患者福祉手当受給中の方		×	○	対 象 者 数		2,601人	6,046人		<p>あだち広報及び区ホームページに掲載予定</p>
内 容				対象範囲																																		
		変更前	変更後																																			
身体障害者手帳	総合等級	(1) 1・2級の方	○	○																																		
	個別等級	(2) 3級の方のうち個別等級に以下のいずれかを含む方 ア 内部機能障害4級※ イ 下肢機能障害4級	×	○																																		
		(3) 平衡機能障害3級の方	×	○																																		
		(4) 下肢機能障害3級の方	×	○																																		
	(5) 体幹機能障害3級の方	×	○																																			
	(6) 内部機能障害3級の方	×	○																																			
難病患者福祉手当受給中の方		×	○																																			
対 象 者 数		2,601人	6,046人																																			

厚生委員会情報連絡

令和4年3月14日

件名	ケースワーカー等の訪問支援タブレット端末のモデル導入について								
所管部課名	福祉部 足立福祉事務所 生活保護指導課								
内容	<p>生活保護システムの機器更新に合わせて、福祉事務所地区担当員（ケースワーカー）等が訪問調査活動にも携帯できるタブレット端末を2月28日からモデル導入した。</p> <p>1 モデル導入したタブレット端末及び台数 マイクロソフト社製「サーフェス ゴー 2 (Surface Go 2)」 中部第二福祉課 38台（各保護係分） 生活保護指導課 2台</p> <p>2 タブレット端末の主な機能 (1) チケット機能 ・ あらかじめ、世帯類型ごと等に確認すべき調査事項を作成できる ・ 訪問時に、回答をタップしながら入力できる ・ 期限付きチケットにより、上司等が進捗状況を容易に把握できる (2) 大量の情報（資料、法令集等）を携帯できる (3) 紙の資料を持ち出すのに比べ、個人情報の流出リスクが低減できる ※ 「4 主なセキュリティ対策」参照 (4) 音声録音やカメラ撮影ができる</p> <p>3 導入による業務の改善効果</p> <table border="1" data-bbox="399 1400 1428 2004"> <thead> <tr> <th data-bbox="405 1408 893 1451">現 状</th> <th data-bbox="900 1408 1422 1451">期待できる改善効果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="405 1460 893 1653"> <ul style="list-style-type: none"> 経験不足による慢性的な対応力不足（7割のケースワーカーが3年未満の業務経験） </td> <td data-bbox="900 1460 1422 1653"> <ul style="list-style-type: none"> 訪問手順の明確化 業務内容の標準化 情報提供等ケース対応力の向上 勘と経験に頼る領域の縮小 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 1662 893 1854"> <ul style="list-style-type: none"> 訪問前の準備、訪問時のメモ、帰庁後の記録入力に労力を要する 個人情報の持出しが課題 </td> <td data-bbox="900 1662 1422 1854"> <ul style="list-style-type: none"> 超過勤務時間数の削減 挙証資料の撮影・アップ等により、ケース記録内容の向上 個人情報紛失事故の軽減 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 1863 893 1995"> <ul style="list-style-type: none"> 200名を超えるケースワーカーの進捗管理が困難で、組織的に把握できない </td> <td data-bbox="900 1863 1422 1995"> <ul style="list-style-type: none"> 進捗状況の見える化 事務処理遅滞からのミス防止 効果的な支援 </td> </tr> </tbody> </table>	現 状	期待できる改善効果	<ul style="list-style-type: none"> 経験不足による慢性的な対応力不足（7割のケースワーカーが3年未満の業務経験） 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問手順の明確化 業務内容の標準化 情報提供等ケース対応力の向上 勘と経験に頼る領域の縮小 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問前の準備、訪問時のメモ、帰庁後の記録入力に労力を要する 個人情報の持出しが課題 	<ul style="list-style-type: none"> 超過勤務時間数の削減 挙証資料の撮影・アップ等により、ケース記録内容の向上 個人情報紛失事故の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> 200名を超えるケースワーカーの進捗管理が困難で、組織的に把握できない 	<ul style="list-style-type: none"> 進捗状況の見える化 事務処理遅滞からのミス防止 効果的な支援
現 状	期待できる改善効果								
<ul style="list-style-type: none"> 経験不足による慢性的な対応力不足（7割のケースワーカーが3年未満の業務経験） 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問手順の明確化 業務内容の標準化 情報提供等ケース対応力の向上 勘と経験に頼る領域の縮小 								
<ul style="list-style-type: none"> 訪問前の準備、訪問時のメモ、帰庁後の記録入力に労力を要する 個人情報の持出しが課題 	<ul style="list-style-type: none"> 超過勤務時間数の削減 挙証資料の撮影・アップ等により、ケース記録内容の向上 個人情報紛失事故の軽減 								
<ul style="list-style-type: none"> 200名を超えるケースワーカーの進捗管理が困難で、組織的に把握できない 	<ul style="list-style-type: none"> 進捗状況の見える化 事務処理遅滞からのミス防止 効果的な支援 								

	<p>4 主なセキュリティ対策</p> <p>(1) 外部接続の制御 (USB、Wi-Fi、通信、ブルートゥース等)</p> <p>(2) 利用者制限 (顔認証と ID、パスワード)</p> <p>(3) 登録データの削除 (一定時間の経過、ログインの複数回失敗)</p> <p>(4) 取扱基準の策定</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>今後行う検証の結果、訪問調査活動や業務の効率化等に効果があると認められれば、全課展開を検討していく。</p>

厚生委員会情報連絡一覧表

令和4年2月10日

件名	内容	日時及び場所	PRの方法
<p>6 社協ヘルパーステーション事務所移転について</p> <p>所管課 【足立区社会福祉協議会】 【福祉管理課】</p>	<p>社協ヘルパーステーションは、こども支援センターげんき（以下「げんき」という。）1階に事務所を設置していたが、勤労福祉会館（綾瀬プルミエ）内で業務を行っていた教育相談課綾瀬教育相談係が、げんき内へ移転することに伴い、社協ヘルパーステーションの事務所を移転する。</p> <p>1 移転日 令和4年3月22日（火）</p> <p>2 移転前 住 所：足立区梅島三丁目28番8号 こども支援センターげんき1階 電 話：03（3889）1488 FAX：03（3889）1485</p> <p>3 移転後 住 所：足立区西竹の塚二丁目3番16号 昼間ビル3階 電 話：03（5647）9727 FAX：03（5647）9729</p> <p>4 移転後事務所地図</p> 		<ul style="list-style-type: none"> ・公社ニュースときめき4月号（記事）掲載 ・足立区社会福祉協議会ホームページ記事掲載

厚生委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び場所	PRの方法
<p>7 第31回足立区ボランティアまつりの中止について</p> <p>所管課 【足立区社会福祉協議会】 【福祉管理課】</p>	<p>新型コロナウイルスの感染症拡大の影響により、令和4年5月15日(日)に開催を予定していた足立区ボランティアまつりを中止する。</p> <p><参考>足立区ボランティアまつりの概要</p> <p>1 目的 区内のボランティアグループ・福祉施設・団体の活動や成果発表等により、ボランティアの理解を深め、参加を促進することを目的とする。</p> <p>2 内容 (1) ボランティア活動発表 (2) 体験コーナー (3) バザー・模擬店 (4) 自主製品販売 (5) 相談コーナー</p> <p>3 実施主体 主唱者：足立区ボランティア連合会 主 催：足立区ボランティアまつり実行委員会 足立区社会福祉協議会 共 催：足立区(予定)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 公社ニュースときめき4月号(中止記事)掲載 ・ 足立区社会福祉協議会ホームページ中止記事掲載